

令和7年度から適用される

個人住民税の主な改正点について



住宅借入金等特別控除の改正

①子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯（19歳未満の子を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年中に新築住宅などに入居した場合、別表のとおり借入限度額が上乗せされます。

②新築住宅における床面積要件の緩和措置の延長

新築住宅の床面積要件を50平方メートル以上から40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得1,000万円以下の年分に限る）について、建築

確認の期限が令和6年12月31日に延長されました。



詳しくは国土交通省HPへ

令和7年度個人住民税の定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下で、特別区民税・都民税所得割が課税される納税義務者のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配

偶者（国外居住者は除く）がいる方について、所得割から1万円を控除します。

問 税務課課税係
☎(3546)5270



詳しくは区HPへ

別表

新築住宅・買取再販住宅		認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯・若者夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

令和6年分

確定申告のご案内

申告書の提出および納期限

所得税および復興特別所得税、贈与税
3月17日
個人事業者の消費税および地方消費税
3月31日

振替納税について

振替納税は、事前に申し込みをすることで、毎年の確定申告などに係る国税を口座引き落としで納付する方法です。

◎申し込みは、パソコンやスマートフォンを使って簡単にできますので、ぜひご利用ください。

所得税および復興特別所得税

振替日 4月23日

個人事業者の消費税および地方消費税

振替日 4月30日

贈与税

贈与税は振替納税の対象外です。

詳しくは国税庁HPへ
（納税手続）



申告書作成会場の開設

日 2月17日（月）～3月17日（月）
（土・日曜日、祝日を除く）
◎3月2日（日）は開場します。
午前9時15分～午後5時
（受け付けは午前8時30分～午後4時）
◎混雑回避のため、「入場整理券」を配布します。
会場で当日分を配布する他、国税庁公式LINEから事前発行できます。
◎入場整理券の配布状況により、受け付けを早く締め切る場合があります。3月中は混雑が予想されますので、2月中の来場をお勧めします。



国税庁公式LINE

場 東京国税局1階（築地5-3-1）
◎開設期間中、日本橋・京橋税務署では、申告書の作成・相談は行いません。
内 所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書の作成・相談
◎申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成します。

ふるさと納税ワンストップを利用している方

ふるさと納税ワンストップ特例制度を既に利用した方で確定申告書を提出する場合は、特例を受けたふるさと納税の金額も寄附金控除の計算に含めて再計算の上、申告する必要があります。

申告書などの提出先

①窓口で提出する場合は管轄税務署の総合窓口へ提出
②郵送で提出する場合の送付先
大手町合同庁舎3号館
〒100-8156
千代田区大手町1-3-3
・日本橋税務署管内の方
「東京国税局業務センター大手町分室（日本橋税務署）」宛て
・京橋税務署管内の方
「東京国税局業務センター大手町分室（京橋税務署）」宛て

問 東京国税局電話相談センター

午前8時30分～午後5時
（土、日曜日および祝日を除く）
◎税務署の代表電話から音声案内で0番を選択してください。
日本橋税務署
☎(3663)8451
京橋税務署
☎(4434)0011

令和7年度分

個人の特別区民税・都民税の申告

令和7年1月1日現在、中央区に住所を有し、令和6年1月1日から12月31日までに所得のあった方は、3月17日までに申告してください。

また、公的年金などの収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の場合は確定申告が不要とされていますが、住民税の申告は必要となる場合があります。

申告の必要がない方

・給与所得のみで支払者から給与支払報告書が区に提出されている方
・税務署に所得税の令和6年分確定申告をする方
◎区に申告する必要があると思われる方には、2月中旬に申告書などを送付します。
◎区内に住所を有しない方で、令和7年1月1日

現在、区内に事務所、事業所または家屋敷を有している方は住民税の均等割の課税対象となります。

問 税務課課税係
☎(3546)5270